

事務連絡
令和2年4月28日

放課後等デイサービス事業所 御中

播磨町福祉グループ

新型コロナウイルス感染症防止における放課後等デイサービス利用に関する
3月サービス提供分に係る報酬請求の切り分けシート提出の依頼について

平素より町福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、学校園の臨時休業に伴い、各事業所におかれまして、受け入れ児童数や日数の増加等に多大なご協力をいただきまして感謝申し上げます。

このたび放課後等デイサービス利用に関する3月提供分に係る報酬について、学校園の臨時休業に伴う報酬増加分については、国庫補助の対象とされています。つきましては、補助金の対象経費の切り分けが必要になりますので、4月8日付事務連絡でお知らせしておりましたとおり、「臨時休業前」と「臨時休業後」の経費がわかるように下記書類をご提出いただきますようお願いいたします。

4月8日付事務連絡については、2月提供実績がある事業所に送付しました。なお、今回送付している事業所は、3月提供実績があった事業所です。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

記

【提出書類】

- 1、 新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービス補助対象額計算シート(事業所まとめ用)
- 2、 新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービス補助対象額計算シート(個人用)
- 3、 臨時休校前の実績記録票および実績明細書(児童ごとに作成してください)
- 4、 臨時休校後の実績記録票および実績明細書(児童ごとに作成してください)

黄色セルが記入箇所です。緑色セルはロックされています。

手順

- ① 「事業所まとめ用」シートから記入してください。
- ② 対象児童分を「個人用」シートに記入してください。
- ③ 個人用シートは10人分あります。不足が生じる場合は、適宜増やしてください。
- ④ 対象児童全員分の記入が終わりましたら、Excel データをメールにて送信してください。

留意点

※播磨町立学校園の3月中の臨時休校期間は、令和2年3月3日～令和2年3月24日です。

※Excel には、印刷対象外として設定された部分(灰色)に説明や例を追記しています。

※延長支援加算の取り扱いについては、添付資料を参考にしてください。

※3月中に利用されなかった児童や、当初利用予定が休業日単価のみの児童分の提出は不要です。

【提出期限】 令和2年5月13日(水)正午

【提出方法】 メールでの提出をお願いいたします。

ただし、3・4については、紙媒体をスキャンしてPDFにしたものや Excel 等のデータをメールに添付できない場合は、郵送で提出していただいてもかまいません。

【提出先】 fukusi01@town.harima.lg.jp

《播磨町ホームページ 事業者所向け》

<https://www.town.harima.lg.jp/fukushi/service/singatakorona.html>

ホーム▶ホットニュース「新型コロナウイルス感染症について」▶事業者のみなさまへ▶障害児通所(放課後等デイサービス)事業者のみなさまへ

播磨町での取り扱いに変更が生じる場合は、随時ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

播磨町 福祉グループ 担当:内田

電話:079-435-2361(直通)